Only One おんりーわん

松江市人権啓発広報紙　第６号
発行　平成 29 年３月１日
島根県松江市総務部人権施策推進課
TEL：0852-55-5426
FAX：0852-55-5542

市民人権講座（講座５）を開催　　２月１６日（木）市民活動センター

「共に生きる～人は支え合って人になる～」

講師　NPO 法人プロジェクトゆうあい理事長　三輪利春さん

今年度の最終回となった講座５は、盲導犬（アラン）と共に暮らしていらっしゃる三輪利春さんの話を聞きました。松江市は昨年の 10 月に「松江市障がい者差別解消条例」（裏面）を施行しましたので、三輪さんの話は大変参考になりました。身の回りで困っている方がおられたら、積極的に声をかけ、支え合うことを学びました。

補助犬同伴可ステッカー

≪三輪さんの話から≫

社会参加する楽しみ

平成３年から盲導犬と暮らすようになりました。この時から自分の人生が大きく変わり、今まで外出するのも難しかったですが、盲導犬と一緒に出ることができるようになりました。出かけることによって、いろいろなイベントに参加するようになりました。「公民館だより」などをメールで頂いているので、当事者として、防災訓練や公民館活動にも参加して、意見を述べています。このように、地域で発信している情報を頂くと、地域行事などいろいろな情報を知ることができ、社会参加する機会も増えます。お互い誘い合って地域社会に出かけましょう。

補助犬はペットではありません

お店や食堂等で補助犬を拒否することは、私たちを拒否することを意味します。補助犬とペットの違いを受付の方が知らないことがあります。「身体障害者補助犬法」によって補助犬は、盲導犬、介助犬、聴導犬が定められています。補助犬は排泄の訓練やシャンプーなど徹底していますので、衛生上問題はありません。社会の共通認識になるように願っています。是非「補助犬同伴可ステッカー」（右上）を入り口のドアに貼ってほしいです。

三輪さんと盲導犬アラン

知っていましたか？

○犬は信号機の色を識別できません。私たちは車が動いている時の音の向きで判断します。音声で知らせる信号機もありますが、スピーカーの向きで判断しにくいところもあります。また、押しボタン信号機は、いつ青になったのか分からないものもあります。そんな時に「青になりましたよ。」と声をかけてもらうとうれしいです。

○物の位置を表すのに、時計の文字盤の方向を使います。例えば食卓ですと、１時の方向にサラダ、４時の方向に焼き魚、７時にご飯という具合になります。これでおよその位置が分かります。

＊「補助犬同伴可ステッカー」希望の方は、松江市障がい者福祉課（TEL 55-5304）へお問い合わせください。

「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されました

○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（略称「ヘイトスピーチ解消法」）が平成 28 年６月３日から施行されました。この法律によって、国や地方公共団体は、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動の解消にむけた施策を推進することになります。＊hate（憎悪）speech（言論）

○「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消推進法」）が平成 28 年 12 月 16 日から施行されました。この法律には、現在もなお部落差別が存在することが明記されており、国と地方公共団体は、部落差別に関する状況の変化を踏まえて、差別の解消に関する施策（相談体制や教育・啓発活動の充実等）を推進することになります。

少しの配慮で増える笑顔

「松江市障がい者差別解消条例」が施行されました

松江市は、昨年の４月「障害者差別解消法」が施行されたことを踏まえて、「松江市障がい者差別解消条例」（「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」）を制定し、10 月 1 日から施行されています。この条例は、すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせる「住みよい共生社会」の実現を目指しています。この条例の大きな特徴は、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止と障がい者への「合理的配慮の提供」の義務（行政機関には義務、民間事業者には努力義務）が求められていることです。

下表：障害者差別解消法リーフレット（内閣府）より

ポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的

	不当な差別的取扱い	
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁されます。	義務 を行わなければなりません。
民間事業者 ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます。	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

●レストランへの身体障がい者補助犬の同伴を拒否する。

※雇用の分野においては、障害者雇用促進法により民間事業主も合理的配慮の提供が法的に義務づけられます。

＊「不当な差別的取扱い」の例

●障がいを理由に窓口対応や説明会、シンポジュウム等への参加を拒否する。

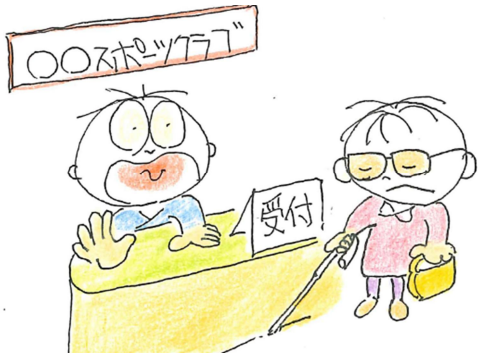

●レストランへの身体障がい者補助犬の同伴を拒否する。

＊「合理的配慮」の例

●段差があるところにスロープなどを使って補助する。

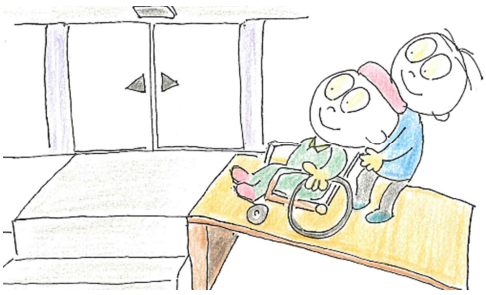

●配架棚の高いところにある図書などをとって渡す。

●筆談、読み上げなど障がいに応じて分かりやすい手段を使う。
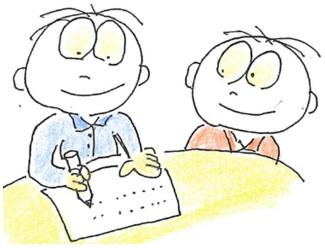
●代筆で問題がない場合は、本人の意志を確認しながら代わりに書く。